

学校施設工事における契約手続前の施工について

学校施設に係る請負工事において、市の定めている契約手続を行わないまま、工事を業者に施工させた事案が発生しましたので、次のとおりお知らせします。

本件につきましては、関係する皆様や市民の皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

1 概要等

(1) 概要

中央小学校及び南大野小学校でそれぞれ改修工事を行っていた業者に対して、空調設備工事の施工を追加して指示しましたが、本来であれば、速やかに契約変更を行った後に、当該業者に施工を指示すべきところ、契約変更の手続を行う前に施工させたものです。

(2) 改修工事名

- ・市立中央小学校C棟校舎改造電気設備工事（工期 R8. 4. 14～R9. 1. 29）
- ・市立南大野小学校A 1 棟校舎改造電気設備工事（工期 R8. 4. 14～R9. 1. 20）

(3) 発覚した経緯

本件は、7月下旬に設計変更手続を行うべく事務手続を進めていたところ、既に中央小学校及び南大野小学校でそれぞれ改修工事を行っていた業者に対し、口頭で空調設備工事の施工を指示していたことが8月18日に発覚しました。

発覚後、速やかに追加で指示した空調設備工事の施工を中止しています。

(4) 児童への影響

現時点では、当該校の児童への影響はないものと考えております。

2 原因

担当課として、請負工事の変更等の手続、契約事務に係る指導が徹底できていなかったことが原因です。

3 今後の対応・再発防止策等

中止した当該空調設備工事について、適正な対応を早急に検討し、当該業者と調整を進めてまいります。

今後は、組織的に定期的な進捗状況の確認の機会を設けるとともに、工事を監督する職員に対し、改めて根拠法令の確認、請負工事の契約手続等の工事实施に当たっての事務処理手順等についての研修を実施し、コンプライアンス意識を醸成することで、再発防止に努めてまいります。